

岩国地域における公共施設アクションプログラム

灘・中洋エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域灘・中洋エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
灘・中洋	50	5,803	11,651人	1,206人 (10.3%)	6,089人 (52.3%)	4,356人 (37.4%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域灘・中洋エリアの公共施設は、22施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	住民ホール	灘	灘住民ホール	○	RC	1981	704	×	—	継続	検討	28
2	市民文化系施設	学習等供用会館	灘	海土路供用会館	—	RC	1977	329.99	○	—	継続	譲渡,協議	31
3	市民文化系施設	学習等供用会館	中洋	中洋供用会館	—	RC	1987	364.31	○	土砂	継続	譲渡,協議	35
4	市民文化系施設	学習等供用会館	灘	灘供用会館	○	RC	1981	623	×	—	継続	検討	36
5	市民文化系施設	その他市民文化系施設	中洋	沢瀉塾跡記念館	—	W	1935	19.78	旧	高	継続	維持(補修)	59
6	社会教育系施設	図書館	平田	中央図書館	—	RC	1993	4,277.90	○	高	継続	維持(長寿)	74
7	学校教育系施設	小学校	中洋	中洋小学校	○	RC	1969	4185.69	○	土	継続	検討	155
8	学校教育系施設	小学校	灘	灘小学校	○	RC	1968	5047.13	○	土	継続	検討	156
9	学校教育系施設	中学校	灘	灘中学校	—	RC	1961	5558.51	○	土	継続	検討	173
10	子育て支援施設	保育園	中洋	くろいそ保育園	—	RC	1977	562.01	○	土砂	継続	検討	211
11	子育て支援施設	放課後児童教室	灘	灘放課後児童教室	—	W	1990	83.64	○	土	継続	維持(改修)	226
12	子育て支援施設	放課後児童教室	中洋	中洋放課後児童教室	○	中洋小学校併設			○	—	継続	検討	227
13	行政系施設	出張所等	灘	灘出張所	○	RC	1981	85.86	×	—	継続	検討	250
14	行政系施設	水防倉庫	灘	海土路水防倉庫	—	W	1959	33.85	旧	洪・高	継続	維持(修繕)	258
15	行政系施設	消防団車庫等	灘	灘分団第1部消防車庫	—	W	1999	68.32	○	洪・高	継続	維持(修繕),検討	259
16	行政系施設	消防団車庫等	灘	灘分団第2部消防車庫	—	CB	1980	85.92	旧	高	継続	維持(修繕),検討	259
17	行政系施設	消防団車庫等	中洋	灘分団第3部消防車庫	—	W	1989	28.2	○	土・高	継続	維持(修繕),検討	259

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
18	行政系施設	消防団車庫等	中洋	灘分団第4部消防車庫	—	W	1991	92.71	○	高	継続	維持(修繕)検討	259
19	行政系施設	消防団車庫等	中洋	灘分団第5部消防車庫	—	W	1987	26.07	○	土	継続	維持(修繕)検討	259
20	行政系施設	その他行政系施設	灘	旧岩国地区消防組合 消防庁舎南分遣所庁舎	—	RC	1982	260.85	○	洪・高	継続	廃止検討	272
21	公営住宅	公営住宅	中洋	黒磯団地	—	CB	1970	9,590.30	旧	土	移転	廃止検討	287
	公営住宅	公営住宅	中洋		—	RC	1971		○	土	継続	維持(長寿)	287
22	その他	その他の施設	灘	旧灘分団消防車庫	—	S	1968	49.90	旧	高	—	廃止協議	388

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口
灘・中洋エリア	灘供用会館	50	5,803世帯 11,651人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設

集会系施設として、住民ホールが1. 灘住民ホールの1施設、供用会館が2. 海土路供用会館、3. 中洋供用会館、4. 灘供用会館の3施設、合わせて4施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 灘住民ホール

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、周辺のスポーツ施設の配置や学校体育館の地域開放の状況を踏まえ、施設の統合について検討する。

2. 海土路供用会館、3. 中洋供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

4. 灘供用会館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいる。しかし、出張所を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、出張所を含めて周辺施設への機能の移転や複合化について、検討・協議を行う。

ウ アクションプログラム

4. 灘供用会館

灘・中洋エリアの地域づくり拠点施設とします。灘住民ホール及び灘出張所との複合施設で、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。体操やダンスの練習などに利用され、諸室の稼働率は7.2%~23.3%で、年間13,300人が利用しています。

耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和7年度までに移転・複合化、耐震改修を含む大規模改修、適正な規模での建て替えについて検討・協議をします。

1. 灘住民ホール

灘供用会館と灘出張所との複合施設で、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。バレーボールや卓球などに利用され、稼働率は50.1%で、年間約14,100人が利用しています。

耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、灘供用会館等の検討状況と周辺のスポーツ施設の配置や学校体育館の地域開放の状況を踏まえ、併設する灘供用会館等に合わせ、対応します。

2. 海土路供用会館、3. 中洋供用会館

海土路供用会館は、1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過していますが、2008年に耐震工事を含むリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしています。3B体操や詩吟などに利用され、諸室の稼働率は0.6%~25.0%で、年間約19,200人が利用しています。

中洋供用会館は、1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過しています。絵画教室や地域の親睦会などに利用され、諸室の稼働率は0.6%~2.6%で、年間約800人が利用しています。

いずれの施設も、地元自治会が指定管理者となり管理運営し（市が光熱水費を支出）、地域住民の自主的な活動に利用されていることから、地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに補助金等適正化法の関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

(2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、5. 沢瀉塾跡記念館を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

5. 沢瀉塾跡記念館

郷土の偉人を顕彰する施設であることから、機能を継続する。

建物は、昭和初期の貴重な施設で、旧耐震基準の施設であるものの、必要な補修等を行い保存・活用を図る。

ウ アクションプログラム

5. 沢瀉塾跡記念館

民間から寄附を受けた宮造りの建物で、1935年に建設され、建築から88年経過して老朽化が顕著となっています。郷土の偉人を顕彰する、昭和初期の貴重な施設であることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(3) 図書館

図書館として、6. 中央図書館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は75・76ページを参照）

【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した管理運営の手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

6. 中央図書館

耐震基準を満たしており、地域課題解決の役割を果たす本市の中核図書館として継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

6. 中央図書館

1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。資料・情報の提供（貸出し）に加え、地域課題の解決に取り組むために必要な情報を提供する役割を担うことから、機能を継続します。施設は保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営で行っていますが、効果的・効率的に管理運営するため、他の図書館・分館を含め、民間活力を活用した管理運営手法について令和7年度までに検討します。

(4) 小学校 (5) 中学校

小学校として、7. 中洋小学校、8. 灘小学校の2施設を、中学校として9. 灘中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページ、177 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域住民の方々などから広く意見を聴きながら、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 中洋小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「検討する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合学は、耐震基準を満たしていることから、概ね 45 年未満の施設については、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

8. 灘小学校

旧耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。

施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

9. 灘中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。

建築後 45 年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクシオンプログラム

7. 中洋小学校、8. 灘小学校、9. 灘中学校

中洋小学校の校舎のうち普通教室棟は 1969 年に、特別教室棟（2 棟）は 1976 年と 1979 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、2010 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築から 54 年～44 年が経過し、一部老朽化が顕著となっています。体育館は 1987 年に新耐震基準で建設し、建築から 36 年経過しています。

灘小学校の校舎は 1968 年に、体育館は 1954 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は平成 24 年に耐震改修を行い、体育館は耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築からそれ

ぞれ 55 年、69 年が経過して老朽化が顕著となっています。なお、灘小学校の体育館は、令和 7 年度の供用開始に向け、建て替えを進めています。

灘中学校の校舎のうち本館は 1961 年に、旧耐震基準で建設し、2016 年に耐震改修を行っていますが、建築から 62 年経過して老朽化が顕著となっています。校舎のうち新館は 1983 年に、武道場は 1988 年に、体育館は 1995 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築から 40 年、35 年、28 年が経過しています。

中洋小学校は、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における検討対象校に該当することから、大規模改修等の時期を捉え、適正化について検討・協議し、学校施設として維持する場合は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

灘小学校及び灘中学校は、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、いずれも学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、灘小学校の校舎と灘中学校の校舎は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。灘小学校の体育館（建て替え中）と灘中学校の体育館、武道場は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

各学校とも、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用について、セキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で、令和 7 年度までに検討します。

(6) 保育園

保育園として、10. くろいそ保育園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 213 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年 10 月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

10. くろいそ保育園

建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著となっていることから、施設の方向性について、民営化を含めて検討する。

ウ アクションプログラム

10. くろいそ保育園

1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しています。耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、令和 10 年度までに民営化を含めて施設の方向性について検討します。

(7) 放課後児童教室

放課後児童教室として、11. 灘放課後児童教室、12. 中洋放課後児童教室の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 灘放課後児童教室

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることから、必要な改修を行い継続使用する。

12. 中洋放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

ウ アクシオンプログラム

11. 灘放課後児童教室

専用施設で、1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用します。灘小学校の建て替えに当たっては、学校校舎内への移転等について検討します。

12. 中洋放課後児童教室

中洋小学校の教室を使用して開室していることから、学校施設に合わせて対応します。

(8) 出張所

出張所等として、13. 灘出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

13. 灘出張所

旧耐震基準で建設し、地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、周辺の公共施設の方向性を踏まえ、施設の移転や複合化等について検討する。

ウ アクションプログラム

13. 灘出張所

灘住民ホール、灘供用会館との複合施設で、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しており、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいます。施設は、併設する灘供用会館等に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(9) 水防倉庫

水防倉庫として、14. 海土路水防倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要ことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

14. 海土路水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

14. 海土路水防倉庫

1959年に旧耐震基準で建設し、建築から64年経過しています。水害による被害を防ぐ水防資器材を保管するため必要な修繕等を行い、継続使用します。

(10) 消防団車庫等

消防団車庫等として、15. 灘分団第1部消防車庫、16. 灘分団第2部消防車庫、17. 灘分団第3部消防車庫、18. 灘分団第4部消防車庫、19. 灘分団第5部消防車庫の5施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

15. 灘分団第1部消防車庫、16. 灘分団第2部消防車庫、17. 灘分団第3部消防車庫、 18. 灘分団第4部消防車庫、19. 灘分団第5部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

**15. 灘分団第 1 部消防車庫、16. 灘分団第 2 部消防車庫、17. 灘分団第 3 部消防車庫、
18. 灘分団第 4 部消防車庫、19. 灘分団第 5 部消防車庫**

灘分団第 2 部消防車庫は、旧耐震基準で、他の施設は新耐震基準で建設し、建築から 24 年～43 年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、消防団施設の再配置計画を令和 8 年度までに策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(11) その他行政系施設

その他行政系施設として、20. 旧岩国地区消防組合消防庁舎南分遣所庁舎を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

20. 旧岩国地区消防組合消防庁舎南分遣所庁舎

耐震基準を満たしていることから、当面継続するものの、市の公文書保有量を把握するとともに、書庫として使用している施設の全体像を示し、文書管理の集約化と管理方法の一元化を含め施設の在り方について廃止を含め、検討する。

ウ アクションプログラム

20. 旧岩国地区消防組合消防庁舎南分遣所庁舎

岩国地区消防組合の南分遣所の統合により譲与を受けた施設で、1982 年に新耐震基準で建設され、建築から 41 年経過しています。市の書庫として使用していますが、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度までに文書管理方法の一元化など文書管理の在り方について検討するとともに、廃止を含め、施設の在り方について検討します。

(12) 公営住宅

公営住宅として、21. 黒磯団地を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和3年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

21. 黒磯団地

（ＲＣ）旧耐震基準の建物であり老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。耐震基準を満たしていない一部の住宅については、耐震改修を実施する。

（ＣＢ）旧耐震基準の建物もあり、老朽化が進んでいることから住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、建て替えを含め今後の在り方について検討を行いつつ、移転について協議し、現在の入居者が退去した段階で廃止する

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による岩国地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は1,318戸で、将来（令和32年）の必要戸数を715戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

21. 黒磯団地

黒磯団地（ＲＣ）は、1972～1974年の建設で、建築から51～49年経過し、管理戸数112戸のうち84戸に入居しています。

黒磯団地（ＣＢ）は、1970～1972年の建設で、建築から53～51年経過し、管理戸数74戸のうち19戸に入居しています。

いずれも、旧耐震基準で建設し、簡易な診断等により、条件を満たしていますが、黒磯団地（ＲＣ）は、おおむね20～30年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用しつつ、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

黒磯団地（ＣＢ）は、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(13) その他の施設

その他の施設として、22. 旧灘分団消防車庫を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

22. 旧灘分団消防車庫

旧耐震基準の建物で、現在は消防車庫としての利用はなく、民間事業者の事務所として貸し付けていることから廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

22. 旧灘分団消防車庫

1968年に旧耐震基準で建設し、建築から55年経過しています。地元商工連盟に無償貸与していますが、老朽化が顕著なことから、令和7年度までに廃止について協議します。

4. 岩国地域灘・中洋エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(2施設)

ア 集会系施設(2施設)

2. 海土路供用会館、3. 中洋供用会館

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と施設改修等の在り方を含め協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2. 3										
協議先	2. 海土路地区自治会協議会、3. 中洋地区自治会協議会									
担当部署	地域づくり推進課									

(2) 廃止について協議する施設(2施設)

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設(1施設)

22. 旧灘分団消防車庫

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
22										
協議先	地元商工連盟									
担当部署	施設経営課									

ウ 市営住宅(1施設)

21. 黒磯団地(CB)

【対応方針】

老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
21	 新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(8施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設(3施設)

6. 中央図書館、8. 灘小学校(体育館：建て替え中)、9. 灘中学校(体育館・武道場)

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6～9	 保全計画の策定 計画に基づく対応									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・6. 中央図書館、8. 9. 教育政策課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

該当する施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設(5施設)

5. 沢瀉塾跡記念館、8. 灘小学校(校舎)、9. 灘中学校(校舎)、11. 灘放課後児童教室、14. 海土路水防倉庫

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

灘小学校、灘中学校は、将来的には適正規模での建て替えを検討します。放課後児童教室は、学校校舎内への移転等について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5～14	 必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	5. 文化財課、8. 9. 教育政策課、11. 保育幼稚園課、14. 危機管理課									

(4) 今後検討が必要な施設(13施設)

ア 地域づくり拠点施設としての在り方検討(3施設)

1. 灘住民ホール、4. 灘供用会館、13. 灘出張所

【対応方針】

地域づくり拠点施設としての位置づけを踏まえ、令和7年度までに施設の移転、建て替え、複合化について検討します。検討結果が出るまでの間は、必要な修繕等を行い継続使用します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 1～13										
	地域づくり拠点の在り方を含め、 移転・複合化、建て替えの検討・協議									
協議先	灘地区連合自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

イ 消防団施設（5施設）

15. 灘分団第1部消防車庫、16. 灘分団第2部消防車庫、17. 灘分団第3部消防車庫、
18. 灘分団第4部消防車庫、19. 灘分団第5部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 15～19										
	消防団の体制、組織の検討									
	消防団施設再配置 計画策定									
	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施									
協議先	灘分団第1部、灘分団第2部、灘分団第3部、灘分団第4部、灘分団第5部									
担当部署	危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（3施設）

7. 中洋小学校（校舎・体育館）、12. 中洋放課後児童教室

【対応方針】

引き続き、適正化について検討・協議し、学校施設として維持する場合は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的に改修を行い継続使用します。放課後児童教室は、学校施設にあわせ対応します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 7. 12										
	引き続き、適正化について検討・協議を行い、継続使用。									
担当部署	検討を行う部署・・・7. 教育政策課、学校教育課、12. 保育幼稚園課 施設維持管理・・・7. 教育政策課、12. 保育幼稚園課									

10. くろいそ保育園

【対応方針】

建物の老朽化が顕著となっていることから、令和10年度までに、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、今後の在り方について民営化を含め検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 10										
	民営化を含め今後の在り方検討									
	検討結果に基づく対応									
担当部署	保育幼稚園課									

エ 施設の在り方について検討する施設（２施設）

20. 旧岩国地区消防組合消防庁舎南分遣所庁舎

【対応方針】

令和７年度までに文書管理方法の一元化など文書管理の在り方について検討するとともに、廃止を含め、施設の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
20										
	文書管理の在り方検討									
				検討結果に基づく対応						
廃止を含む施設の在り方検討										
担当部署	総務課									

21. 黒磯団地（ＲＣ）

【対応方針】

おおむね 20～30 年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用し、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
21	当面、必要な修繕等を行い継続使用 次期長寿命化計画の中で 統合・建て替えについて検討									
担当部署	建築住宅課									

5. 再編・再配置の検証

灘住民ホールの機能を他の施設に移転することの可能性及び灘供用会館・灘出張所の移転・複合化について検証します。

(1) 検証対象施設

灘住民ホール

灘住民ホールの利用状況（Ｒ４）

内容	月平均開催数	1 回あたりの利用者数
卓球	31	13 人
バレー	19	19 人
バドミントン	8	5 人
空手	5	37 人
フリーテニス	5	7 人
体操クラブ	4	30 人
ミニバスケ	3	21 人
バスケ（平田中学校）	1	11 人
その他	2	3～6 人

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
住民ホール	528 ㎡	813 件・75.5%	12,662 人	—

灘供用会館・灘出張所

ア 灘供用会館の利用状況（Ｒ４）

内容	使用している部屋	月平均開催数	1回あたりの利用者数
民踊 1	集会室	4	15～9
リズム体操		4	13～7
ソーシャルダンス		4	11～10
健康維持		4	15～9
民踊 2		3	9～6
マンドリン		3	51～16
自治会等会議		3	50～10
和楽		2	50～20
乳幼児学級、子育てサロン、童謡唱歌 ほか		1	30～14
公民館活動		1	30～15
選挙事務その他の行政活動（市）		—	—
吟詠	学習室	2	10～3
自治会等会議		2	10～2
絵手紙		1	13～7
ちぎり絵		1	6～5
グループホーム		1	6～4
短歌		1	6～5
子育てサロン	講習室	5	20～3
生花クラブ		2	6～4
マンドリン		1	51～15
健康維持	和室	3	6～4
ストレッチ		1	10～7
民踊、自治会、土地改良区ほか		—	30～4

イ 灘供用会館の諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
集会室	180 m ²	446 件 41.4%	5,623 人	—
学習室	60 m ²	191 件 17.7%	1,564 人	—
講習室	60 m ²	157 件 14.6%	1,205 人	—
和室	50 m ²	106 件 9.8%	1,202 人	—

ウ 灘出張所の利用状況

内容	使用の部屋	受付件数	職員体制
会計関係取扱	81 m ²	3,845 件	再任用2人
その他事務取扱		1,690 件	会計年度職員2人

(2) 移転先の諸室の利用状況と受入れの可能性

学校開放事業

(灘小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	998 m ²	4団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

(中洋小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	761 m ²	6団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

(灘中学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1,012 m ²	7団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要
武道場	353 m ²	2団体／週	△	

(通津小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	755 m ²	5団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

(通津中学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	772 m ²	9団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要
武道場	350 m ²	2団体／週	△	

(平田小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1,085 m ²	13 団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

(平田中学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1,052 m ²	7団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要
武道場	350 m ²	3団体／週	△	

(愛宕小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	683 m ²	9団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

スポーツ施設等**(平田住民ホール)**

部屋の名称	部屋面積	稼働率	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
住民ホール	618 m ²	80.8%	△	稼働率が高いため、一部の受入れに限る。

(岩国市総合体育館)

部屋の名称	部屋面積	稼働率	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
アリーナ	2,306 m ²	71%	△	基幹体育館であることから、大会等により利用が制限されることが想定されるが、部屋面積が大きいこ
武道場	1,260 m ²	76%	△	

				とから、受入れにも一定程度の余裕があると考えられる。
--	--	--	--	----------------------------

(愛宕スポーツコンプレックス・カルチャーセンター)

部屋の名称	部屋面積	利用団体 日平均	灘住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
アリーナ	バレーボール コート3面	6団体	○	

(3) 灘住民ホール、灘供用会館、灘出張所の移転・複合化の可能性についての検証結果

灘住民ホール、灘供用会館、灘出張所の3施設は、1981年に旧耐震基準で建設された複合施設であり、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、今後の施設の在り方として施設の移転・複合化について、検証する必要があります。

○灘住民ホールの機能を他の施設に移転することの可能性について

灘住民ホールは、約530㎡の体育館機能を有し、年間1万3,000人程度の利用があり、主な利用は卓球、バレー、バドミントンとなっています。

これらの利用の1回当たりの参加者は5～20人程度ですが、月に約5回、30人程度の利用もあります。このため、移転先には、現在の面積と同程度の広さが必要と考えられます。

同一エリア内における類似施設としては、灘小学校の体育館（改修中）、中洋小学校の体育館（761㎡）や、灘中学校の体育館・武道場（1012㎡・353㎡）が学校開放事業として利用されているほか、黒磯地区に建設予定の施設内にホールが整備されることとなっています。

このほか、隣接するエリアにおいては、次のような、機能の類似する施設があります。

- ・通津エリア 通津小学校の体育館（755㎡）、通津中学校の体育館・武道場（772㎡・350㎡）
- ・平田エリア 平田小学校の体育館（1,085㎡）、平田中学校の体育館・武道場（1,052㎡・350㎡）、平田住民ホール（618㎡）、岩国市総合体育館のアリーナ・武道場（2,306㎡・1,260㎡）
- ・愛宕エリア 愛宕小学校の体育館（683㎡）
愛宕スポーツコンプレックス カルチャーセンター

これらの学校施設、体育施設の利用実績は、バレーボール、バドミントン、空手、バスケットボール、フリーテニスとなっており、灘住民ホールで行っている利用内容と同一ものであることから、機能の移転は可能と見込まれます。ただし、学校開放事業は、学校及び利用団体との調整が必要となります。

なお、住民ホールにおいて最も利用の多い卓球は、平田住民ホールと岩国市総合体育館のアリーナへの移転が見込まれます。

○灘供用会館と灘出張所を移転することの可能性について

灘供用会館は、集会室（180㎡）、学習室（60㎡）、講習室（60㎡）、和室（50㎡）で構成されています。このうち、稼働率の最も高い居室は集会室で、民踊、ソーシャルダンスなどに利用され、1回当たりの利用者数は、10～20人程度です。演奏会等の際には、50人程度の収容も見込まれます。

学習室、講習室、和室は、もっぱら5～10人程度の利用が多くみられますが、利用内容によっては、20人以上の利用が見込まれることもあります。

灘出張所は、年間の事務受付件数が約5,600件で、職員体制は4人となっています。

機能の移転先としては、集会室と学習室（講習室）と同程度の規模の居室が必要とされ、また出張所機能も併存する必要があり、現在の執務室と同程度の規模の居室が必要となると考えられます。

以上の検証結果から、学校施設等を含めた他の公共施設へ機能を移転する可能性についても、引き続き検討を行います。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

岩国地域、灘・中洋エリアの公共施設（集会系施設を除く。）では、公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

灘エリア



中洋エリア

